



こう つう あん ぜん 交通 安全 テスト



(5・6年生用)

ただ正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 歩道を自転車で走っているとき、前を歩いている人にベルを鳴らして、
道をゆずつてもらった。

- ② 自転車に乗っているときに歩いている人とぶつかったが、相手の人が
「大丈夫です。」と言ってそのまま立ち去っても、警察に交通事故の届出
をしなくてはならない。

- ③ 自転車のブレーキは、時速10キロメートルのときにブレーキをかけて
から3メートル以内で止まれるものでなければならない。

- ④ 自転車で走行中、ブレーキを掛けるときは、先に前輪(右)のブレーキ
を掛けた方がよい。

- ⑤ 警察官による手信号について、腕を横に水平にあげているときは、からだ
の正面に交差する交通は、信号機の青色の灯火信号と同じ意味である。

交通安全テスト

令和2年5月号

解答・解説 (5・6年生用)

- ① 歩道を自転車で走っているとき、前を歩いている人にベルを鳴らして、道をゆずつてもらった。【×】

A：道を譲ってもらう為に、ベルを鳴らしてはいけません。

● 道路交通法第54条（警音器の使用等）

第1項 車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

第1号 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。

第2号 山地部の道路その他曲折が多い道路について道路標識等により指定された区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

第2項 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りではない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。

(12) 警音器は、「警笛区間」の標識がある区間内の見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を避けるためやむを得ないときだけ使用し、歩道などでみだりに警音器を鳴らしてはいけません。

<指導のポイント>

歩道は歩行者優先です。

自転車は、歩道を通行できる場合でも、歩道の車道寄りをすぐに止まることができる速度で徐行しなければなりません。

また、歩行者の通行を妨げるおそれがある時は、一時停止しなければなりません。

歩道を通行している歩行者に対し、道を譲ってもらうためにベルを鳴らしてはなりません。

- ② 自転車に乗っているときに歩いている人とぶつかったが、相手の人が「大丈夫です。」と言ってそのまま立ち去っても、警察に交通事故の届出をしなくてはならない。【○】

A：交通事故が起った時は、相手が事故現場から立ち去っても警察に事故の届け出をしなければなりません。

● 道路交通法第72条第1項（交通事故の場合の措置（抜粋））

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度、当該

交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

<指導のポイント>

自転車は車の仲間ですので、交通事故があれば警察に必ず届出なければなりません。

相手が立ち去っても、交通事故を起こした時は、警察に電話をしたりお父さん、お母さんや家族の人に伝えるなどして、必ず警察に届け出るようにしましょう。

③ 自転車のブレーキは、時速10キロメートルのときにブレーキをかけてから3メートル以内で止まれるものでなければならない。【○】

A：自転車のブレーキは時速10キロメートルのときにブレーキを開始した場所から3メートル以内の距離で停止できるものでなければなりません。

- 道路交通法第63条の9第1項（自転車の制動装置等）

自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはなりません。

- 道路交通法施行規則第9条の三第1項第2号（制動装置（抜粋））

乾燥した平たんな舗装路面において、制動初速度が10キロメートル毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から3メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させること。

- 交通の方法に関する教則第3章第1節2（自転車の点検（抜粋））

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があったら整備に出します。

(6) ブレーキは、前・後輪ともよく効くか（時速10キロメートルのとき、ブレーキをかけてから3メートル以内で止まれるか）。

<指導のポイント>

自転車のブレーキはしっかり効くものでなければ危険です。

自転車に乗る前に、点検を行い、ブレーキの効きが悪い場合は、整備に出す等して、しっかりブレーキの効く状態で自転車に乗りましょう。

④ 自転車で走行中、ブレーキを掛けるときは、先に前輪（右）のブレーキを掛けた方がよい。【×】

A：先に後輪（左）のブレーキを掛けましょう。

- 交通の方法に関する教則 第3章第1節4（自転車の正しい乗り方（抜粋））

(5) 停止するときは、安全を確かめた後、早めに停止の合図を行い、まず静かに後輪ブレーキをかけて十分速度を落としながら道路の左端に沿って停止し、左側に降りましょう。

<指導のポイント>

一般用自転車のほとんどが右ブレーキは前輪、左ブレーキは後輪となっていますので、ブレーキを掛けるときは左（後輪）から掛けましょう。

（※JIS規格でブレーキレバーの配置は定められています。）

もし先に右のブレーキを強くかけると前輪がロック（回転が止まる）され、その勢いで後輪が浮いてしまうこともあります、バランスを崩し大変危険です。

⑤ 警察官による手信号について、腕を横に水平にあげているときは、からだの正面に交差する交通は、信号機の青色の灯火信号と同じ意味である。【×】

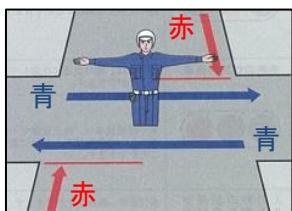
A：設問の場合は、赤色の灯火信号と同じ意味です。

● 道路交通法第6条第1項（警察官等の交通規制（抜粋））

警察官等は手信号等により交通整理を行うことができる。この場合において、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等をすることができる。

● 道路交通法施行令第4条（手信号の意味（参照））

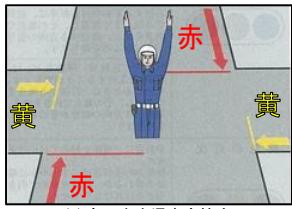
腕を横に水平にあげているとき



(c) 全日本交通安全協会
自転車の交通安全ブック

- (1) 警察官のからだの正面に平行する交通については、信号機の青色の灯火の信号と同じ意味です。
- (2) (1)の交通と交差する交通については、信号機の赤色の灯火の信号と同じ意味です。

腕を垂直にあげているとき



(c) 全日本交通安全協会
自転車の交通安全ブック

- (1) 警察官のからだの正面に平行する交通については、信号機の黄色の灯火の信号と同じ意味です。
- (2) (1)の交通と交差する交通については、信号機の赤色の灯火の信号と同じ意味です。

＜指導のポイント＞

災害時などで信号が滅灯しているときなどに警察官等が手信号により交通整理を行っている場合があります。